

福山市教育委員会会議（第5回）議事日程

2022年（令和4年）7月29日  
午後2時00分 於：教育委員室

- |         |       |   |    |
|---------|-------|---|----|
| 日程第1    |       | 教育委員会会議録の承認について                           |    |
| 日程第2    |       | 教育長の報告について<br>教育長報告                       | 1  |
| 日程第3    | 議第25号 | 福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について                   | 2  |
| 日程第4    | 議第26号 | 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定及び廃止について           | 3  |
| 日程第5    | 議第27号 | 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について   | 4  |
| 日程第6    | 議第28号 | 2023年度（令和5年度）に使用する福山市立福山高等学校用教科用図書の採択について | 11 |
| * 日程第7  | 議第29号 | 損害賠償の額を定めること及び和解について                      |    |
| * 日程第8  | 議第30号 | 福山市教育支援委員会委員の委嘱について                       |    |
| * 日程第9  | 議第31号 | 臨時代理の承認を求めることについて（職員の人事）                  |    |
| * 日程第10 | 議第32号 | 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）                 |    |

\* は非公開予定

教育長報告

6月	25日	土	
	26日	日	
	27日	月	福山学校元気大賞部門表彰（新涯小） 学校訪問（樹徳小）
	28日	火	
	29日	水	学校訪問（泉小，津之郷小，神村小，東中）
	30日	木	福山学校元気大賞部門賞表彰〔リモート・加茂小〕 福山学校元気大賞部門表彰（誠之中）
7月	1日	金	学校訪問（野々浜小，大谷台小） 福山学校元気大賞部門表彰（城南中）
	2日	土	
	3日	日	
	4日	月	中学校校長会（人権交流センター）
	5日	火	
	6日	水	小学校校長会（三吉コミュニティセンター）
	7日	木	
	8日	金	
	9日	土	中学生の主張大会（誠之館高等学校） 子ども議会・高校生会議認定書交付式（ローズコム）
	10日	日	
	11日	月	学校訪問（旭小）
	12日	火	第4回中央教育審議会教育振興基本計画部会（リモート） 寄附受納式〔福山葦陽ライオンズクラブ〕 表敬訪問〔高校生平和大使，福山東雲会，戸手剣道教室〕
	13日	水	福山学校元気大賞部門表彰〔リモート・神辺中〕 学校訪問（駅家南）
	14日	木	全国都市教育長協議会第3回理事会（東京都）
	15日	金	学校視察（神奈川県横浜市立山元小学校，慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス）
	16日	土	
	17日	日	
	18日	月	
	19日	火	
	20日	水	福山学校元気大賞部門表彰（泉小，川口小）
	21日	木	第1回市政懇談会（リーデンローズ）
	22日	金	表敬訪問〔女子軟式野球〕
	23日	土	
	24日	日	
	25日	月	学校訪問（精華中，松永小，遺芳丘小，松永中，明王台小）
	26日	火	学校訪問（桜丘小，神辺小，湯田小）
	27日	水	福山学校元気大賞部門表彰（東小） 学校訪問（済美中，常石ともに学園，想青学園，山南小，加茂小，広瀬学園）
	28日	木	
	29日	金	第5回教育委員会会議

## 議第25号

### 福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

#### ○改正の概要

##### (改正理由)

職員の部分休業，修学部分休業，高齢者部分休業及び育児短時間勤務に関する事務について，決裁の能率化・迅速化を図るため，所要の改正を行うもの。

##### (改正要旨)

- 1 教育長が専決している職員の部分休業，修学部分休業，高齢者部分休業及び育児短時間勤務の承認について，課長職以上の職員に係るものを管理部長，その他の職員に係るものを教育総務課長の専決事項に変更するもの。

(第5条及び第8条関係)

- 2 その他規定の整理を行うもの。

##### (施行期日)

2022年(令和4年)8月1日

(別紙)

教育委員会訓令第 号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福山市教育委員会事務決裁規程（昭和41年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(部長専決事項)</p> <p>第5条 部長は、次に掲げる事項（学校教育部長にあつては、第1号に掲げる事項に限る。）について、専決することができる。ただし、第2号から第10号に掲げる事項については、県費負担教職員に関するものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業、育児短時間勤務、病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに欠勤届その他</u>諸届の処理に関すること。</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p>	<p>(部長専決事項)</p> <p>第5条 部長は、次に掲げる事項（学校教育部長にあつては、第1号に掲げる事項に限る。）について、専決することができる。ただし、第2号から第10号に掲げる事項については、県費負担教職員に関するものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の）の<u>病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに欠勤届その他の諸届の処理</u>に関すること。</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p>

(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)	(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)
第8条 第7条に定めるもののほか、課長等は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、教育総務課長専決事項については、県費負担教職員に関するものを除く。	第8条 第7条に定めるもののほか、課長等は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、教育総務課長専決事項については、県費負担教職員に関するものを除く。
教育総務課長	教育総務課長
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 職員 (課長 (課長相当職を含む。) 以上の職員を除く。) の	(3) 職員 (課長 (課長相当職を含む。) 以上の職員を除く。) の
____病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認及び欠勤その他諸届の処理に関すること。	____病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認及び欠勤その他諸届の処理に関すること。
(4)～(12) (略)	(4)～(12) (略)
学事課長	学事課長
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
学びづくり課長	学びづくり課長
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
学校保健課長	学校保健課長
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
高等学校事務長	高等学校事務長

(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)	(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)
第8条 第7条に定めるもののほか、課長等は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、教育総務課長専決事項については、県費負担教職員に関するものを除く。	第8条 第7条に定めるもののほか、課長等は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、教育総務課長専決事項については、県費負担教職員に関するものを除く。
教育総務課長	教育総務課長
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 職員 (課長 (課長相当職を含む。) 以上の職員を除く。) の部分休業、 <u>修学部分休業、高齢者部分休業、育児短時間勤務</u> 、病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに欠勤その他諸届の処理に関すること。	(3) 職員 (課長 (課長相当職を含む。) 以上の職員を除く。) の部分休業、 <u>修学部分休業、高齢者部分休業、育児短時間勤務</u> 、病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに欠勤その他諸届の処理に関すること。
(4)～(12) (略)	(4)～(12) (略)
学事課長	学事課長
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
学びづくり課長	学びづくり課長
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
学校保健課長	学校保健課長
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
高等学校事務長	高等学校事務長

(1) (略) 2～4 (略)	(1) (略) 2～4 (略)
--------------------	--------------------

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

## 議第26号

### 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定及び廃止について

山野小学校及び加茂小学校，山野中学校及び加茂中学校を再編し，2023年（令和5年）4月にそれぞれ再編後の加茂小学校，加茂中学校を設置することに伴い，通学区域を次のとおり設定し，及び廃止する。

2002年度（平成14年度）から休校としている山野北小学校を廃止することに伴い，通学区域を次のとおり廃止する。

#### 1 通学区域の設定及び廃止

(1) 再編後の加茂小学校及び加茂中学校の通学区域は，次の区域をもって設定する。

ア 福山市立加茂小学校

山野町，加茂町

イ 福山市立加茂中学校

山野町，加茂町

(2) 現行の山野小学校，山野北小学校及び加茂小学校並びに山野中学校及び加茂中学校の次の通学区域を廃止する。

ア 福山市立山野小学校

山野町大字山野（一部）

イ 福山市立山野北小学校

山野町大字山野（一部），大字矢川

ウ 福山市立加茂小学校

加茂町字北山，字栗根，字芦原，字中野，字上加茂，字八軒屋，大字下加茂，字百谷

エ 福山市立山野中学校

山野町

オ 福山市立加茂中学校

加茂町字北山，字栗根，字芦原，字中野，字上加茂，字八軒屋，大字下加茂，字百谷

#### 2 設定及び廃止の時期

2023年（令和5年）4月1日

## 議第 27 号

### 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正 について

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

#### (改正理由)

- 1 山野小学校及び加茂小学校，山野中学校及び加茂中学校を再編し，2023年（令和5年）4月にそれぞれ再編後の加茂小学校，加茂中学校を設置することに伴い，所要の改正を行う必要がある。
- 2 2002年度（平成14年度）から休校としている山野北小学校を廃止することに伴い，所要の改正を行う必要がある。

#### (改正要旨)

- 1 再編後の学校の通学区域を定めるもの。 *(別表第1及び別表第2関係)*

校名	町名
加茂小学校	山野町、加茂町
加茂中学校	山野町、加茂町

- 2 福山市立学校の通学区域を規定している別表第1及び別表第2から，廃止する山野小学校，山野北小学校及び加茂小学校並びに山野中学校及び加茂中学校の項を削除するもの。 *(別表第1及び別表第2関係)*

- 3 その他規定の整理を行うもの。

#### (施行期日)

2023年（令和5年）4月1日



(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年福山市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(通学すべき学校の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の所属学校以外の学校で、市内全域からの入学を認めることのできる学校は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 常石ともに学園</u></p> <p>(2) 広瀬学園小学校</p> <p>(3) 広瀬学園中学校</p>	<p>(通学すべき学校の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の所属学校以外の学校で、市内全域からの入学を認めることのできる学校は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 福山市立常石ともに学園</u></p> <p>(2) 広瀬学園小学校</p> <p>(3) 広瀬学園中学校</p>

別表第1（第2条関係）

## 福山市立小学校通学区域

校名	町名
(略)	(略)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
駅家北	駅家町大字新山（一部）、大字助元、大字雨木、大字服部本郷、大字服部永谷、大字万能倉（一部）、大字法成寺
加茂	山野町、加茂町

備考 当分の間、この表の適用については、中条の項中「字三谷（第5学年及び第6学年に限る。）」とあるのは「字三谷」とし、中条（三谷分校）の項は適用しない。

別表第1（第2条関係）

## 福山市立小学校通学区域

校名	町名
(略)	(略)
山野	山野町大字山野（一部）
山野北	山野町大字山野（一部）、大字矢川
加茂	加茂町字北山、字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂、字百谷
(略)	(略)
駅家北	駅家町大字新山（一部）、大字助元、大字雨木、大字服部本郷、大字服部永谷、大字万能倉（一部）、大字法成寺
(新設)	(新設)

備考 当分の間、この表の適用については、山野の項中「山野町大字山野（一部）」とあるのは「山野町」とし、中条の項中「字三谷（第5学年及び第6学年に限る。）」とあるのは「字三谷」とし、山野北の項及び中条（三谷分校）の項は適用しない。

別表第2（第2条関係）

## 福山市立中学校通学区域

校名	町名
(略)	(略)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
新市中央	新市町大字藤尾、大字金丸、大字常、大字上安井、大字下安井、大字宮内、大字新市、大字相方、大字戸手
加茂	山野町、加茂町

別表第2（第2条関係）

## 福山市立中学校通学区域

校名	町名
(略)	(略)
山野	山野町
加茂	加茂町字北山、字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂、字百谷
(略)	(略)
新市中央	新市町大字藤尾、大字金丸、大字常、大字上安井、大字下安井、大字宮内、大字新市、大字相方、大字戸手
(新設)	(新設)

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議第28号

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立福山高等学校用教科用図書の採択について

2023年度（令和5年度）に福山市立福山高等学校で使用する教科用図書を審議の上、採択する。